宇土市 都市計画マスタープラン

Uto City Planning Master Plan

九州のどまんなか 宇土市

KYUSHU DOMANNAKA UTO CITY

2025（令和７）年３月

ごあいさつ

　これまで、本市のまちづくりを進めるにあたっては、都市計画の基本方針である「宇土市都市計画マスタープラン」に基づき取り組んできました。しかし、前回の策定から20年以上が経過し、その間、人口減少や少子高齢化、空き家・空き地の増加、自然災害の激甚化・頻発化など、本市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しました。

　また、新型コロナウイルス感染症などにより市民の生活様式が新しいものに変わり、まちづくりに対する市民ニーズも多様化しています。

　このような変化に的確に対応し、地域社会を持続させるためには、将来に向けて住みよい定住環境を形成し、「住むなら宇土市、行くなら宇土市、働くなら宇土市」と思っていただけるまちづくりを推進する必要があります。

　そのため、今後20年後の本市の将来像や都市づくりの方向性を示す新たな指針として、このたび、「宇土市都市計画マスタープラン」を改定しました。

　今回のマスタープランは、「第6次宇土市総合計画」や「九州のどまんなかアクション」を踏まえ、「九州のどまんなかで豊かさ住みよさを実感できるまち」を都市づくりの基本理念として掲げています。将来の都市構造や土地利用、都市施設整備の方針などを定め、秩序ある都市づくりを目指しています。

　このマスタープランの実現には、市民、事業者及び行政等が、お互いに理解し合い、それぞれが役割を担いながら積極的に取り組むことが重要です。市民及び事業者等の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

　結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、そしてご尽力いただきました宇土市都市計画審議会の委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

　　令和7年3月

宇土市長

元 松　茂 樹

目　次

序章　はじめに……1

1．　都市計画マスタープランの改定について……1
2．　都市計画マスタープランの位置づけ……1
3．　計画の対象区域……2
4．　目標年次……2
5．　計画の構成……2

第１章 宇土市の現状……3

1.1　宇土市の現況……3
1.2　上位・関連計画の整理……33
1.3　都市構造分析……53
1.4　市民意向調査……68
1.5　まちづくりの基本的課題……85

第２章 基本構想……93

2.1　都市づくりの基本理念と基本方針……93
2.2　将来都市構造……96

第３章 全体構想……100

3.1　土地利用の方針……100
3.2　都市施設整備の方針……107
3.3　自然環境・景観形成の方針……115
3.4　安全安心まちづくりの方針……116

第４章 地区別構想……117

1.　宇土地区……118
2.　花園地区……124
3.　轟地区……130
4.　走潟地区……136
5.　緑川地区……141
6.　網津地区……147
7.　網田地区……153

第５章 実現化方策……159

5.1　今後のまちづくりの取組方針……159

序章　はじめに

1．　都市計画マスタープランの改定について

本市では、平成 13(2001)年 3 月に「都市計画に関する基本的な方針」として「宇土市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」を策定し、計画的なまちづくりに取り組んできました。しかし、本計画の策定から概ね 20 年が経過する中で、本市を取り巻く社会情勢等の変化により、まちづくりに対する市民ニーズも多様化してきました。

このような変化に的確に対応し、地域社会を持続させていくため、今後 20 年後の本市の将来像や都市づくりの方向性を示す新たな指針として、このたび、「宇土市都市計画マスタープラン」を改定しました。

2．　都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりの方向性を具体的に示し、市民と方向性を共有しながら都市計画を推進していくための、いわば「都市計画行政の行動指針」となります。そのため、本計画の改定に当たっては、第 6 次宇土市総合計画や宇土・宇城広域圏都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して定める必要があります。

また、本市の定める都市計画は、本計画に即したものでなければならないため、既に定めている都市計画や、今後定める都市計画は、本計画に位置づける必要があります。

さらに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら進めます。

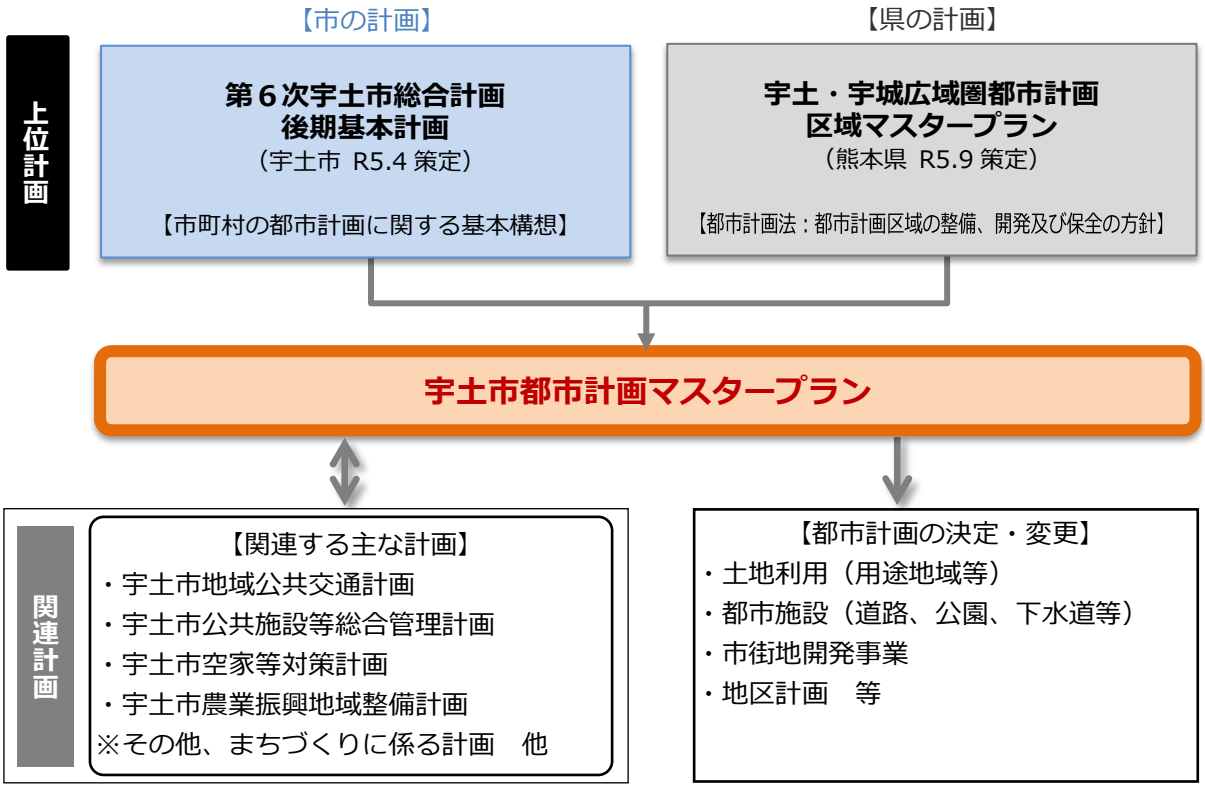

図　都市計画マスタープランの位置づけ

3．　計画の対象区域

都市計画を定めることができる範囲は、原則として「都市計画区域」となりますが、今後進める都市計画が本市全域に波及することや、各地区の連携等を促進させるため、本計画の対象区域は、行政区域全体とします。

4．　目標年次

都市計画マスタープランは、目指すべき都市の将来像の実現に向けた長期的な計画であることから、本計画の目標年次を概ね 20 年後の令和 27(2045)年度とします。

なお、本市を取り巻く社会情勢等の変化や法改正、宇土市総合計画などの上位計画の見直しがあった場合には、変化に迅速・的確に対処する観点から、適宜、計画の一部または全てを改定することとします。

5．　計画の構成

本計画の構成は、以下に示すとおりです。

序 章　はじめに

本計画の策定趣旨や構成など、概要について整理します。

第１章　宇土市の現状

統計データや市民意向調査結果等を基に、本市の現状を把握するとともに、上位・関連計画における都市づくりの方向性を整理します。また、整理した現状等を踏まえ、まちづくりを進める上での課題を整理します。

第２章　基本構想

本市全体のまちづくりの方針（都市づくりの理念や方針、将来都市構造）を整理します。

第３章　全体構想

土地利用や都市施設整備、自然環境・景観形成、安全安心まちづくりの方針について整理します。

第４章　地区別構想

第３章を踏まえ、地区を区分し、地区の特性・役割に応じた地区別のまちづくり構想を整理します。

第５章　実現化方策

計画の推進体制や実現化に向けた基本的な考えなどを整理します。